

青原立第153号
令和7年7月15日

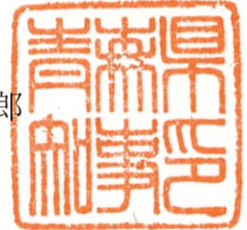
核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久 殿

奥村 榮 殿

古村 一雄 殿

青森県知事 宮下 宗一郎



質問状に対する回答について

2025年6月26日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答します。

核のゴミから未来を守る青森県民の会への回答

(1) 平成6年(1994年)12月26日に締結された安全協定を締結する前の同年11月19日付、科技庁長官田中真紀子氏から北村知事あてに「高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について」回答文書が提出されています。

この中で「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画に、高レベル放射性廃棄物の処分に関する役割分担、手順及びスケジュールが示されており、処分方策を進めていくに当たって、国は処分が適切かつ確実に行われることに対して責任を負う」とあります。

また、同時期に日本原燃(株)及び各電力会社からも、北村知事に対する回答文書が提出され、各々の文書にも「30年間から50年間程度冷却のため貯蔵するとの国の方針に則り」とあります。

以上のことを踏まえ、安全協定で管理期間が定められたことから、最終処分場に搬出するために期限順守の第一義的責任は国にあるものと考えるが、知事の見解を伺う。

(2) また、知事は国がその責任を果たすために、具体的な対応を国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。

(4) 先の答弁及び、後述(9)の知事アンケートで、知事は「最終処分場は、国の責任で」と回答していることから、管理期間終了時に最終処分場が操業開始していない場合の責任は国にあるものと理解するが知事の見解を伺う。

答1 高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定で規定されているほか、各電力会社からの確約や国の指導が示されています。

2 昨年12月の核燃料サイクル協議会においても、林内閣官房長官及び武藤経済産業大臣からは「高レベル放射性廃棄物の貯蔵期限が間もなく残り20年となることは認識しており、国として事業者を指導していく」旨の発言があったところです。

3 県としては、国には責任ある対応を取っていただきたいと考えています。

(3) 平成6年(1994年)9月30日の県議会一般質問で、県環境保健部長は「ガラス固化体の管理期間終了後の取り扱いについては、国の方針に従い、事業者が電力会社に同施設より最終処分に向けて搬出させる」「安全協定に50年間の管理期間を過ぎた場合の措置を明記すべきについては、原子力長計で処分事業の開始は、2030年代から遅くとも2040代半ばを目途とし管理期間終了時点で最終処分に向けて搬出されることになり、この期間を超えて貯蔵されることはない」と答弁している。

まず、この答弁内容は現時点でも変わらないのか伺う。

次に、議会答弁から、県が安全協定締結に踏み切ったのは、国の方針及び原子力長計で国の責任が明確にされ、管理期間を超えることはなく、管理期間終了までに最終処分場が本県以外の場所で開始されると判断したからと考えるが、知事の見解を伺う。

(5) 先の「最終処分に向けて搬出されるので、管理期間を超えて貯蔵されることはない」との答弁があるにもかかわらず、安全協定で、電力会社に搬出させると規定しながら搬出先については明確にされていない。

そこで、搬出先として最終処分場と明記しなかった理由について伺う。

答1 「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」において、管理期間終了時点でそれぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものと定めているところであり、その主旨は平成6年当時と変わるものではありません。

2 当該安全協定は、当該施設周辺地域の安全確保及び環境保全に関して規定したものであり、その締結に当たっては、内容も含め、県議会の御意見、事業者からの確約文書やこれに対する国の指導等も踏まえ、総合的に判断したものです。

(6) 更に、平成6年(1994年)7月28日付の各電力会社と日本原燃(株)との契約書には、電力会社は、貯蔵管理期間満了までに(略)最終処分地等の「等」とは処分場以外への搬出を想定していると理解するが、その具体的内容及び県の見解について伺う。

答 最終処分地等の「等」について、日本原燃株式会社によると、

○ガラス固化体の最終処分に至るまでの輸送、検査等の具体的な方法、手順は今後決定されることとなっており、例えばガラス固化体を最終処分地に向けて海上輸送する際、輸送上の都合で港湾付近に保管施設を設け一時的に仮置きする場合や、最終処分地から独立した施設にて所要の検査を行う場合など、搬出されたガラス固化体が直接最終処分地に搬入されないケースも想定されるため、「最終処分地等へ搬出する」と規定した

とのことであり、県としてもそのように認識しています。

(7) また、搬出先が、最終処分場以外であれば青森県内も搬出先に含まれると解釈され、誤解を招くことから、最終処分場以外でも、青森県内に搬出されることはあり得ないことを知事は明言すべきと考えるが、知事の見解について伺う。

答 本県は、高レベル放射性廃棄物について、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、

○国から本県を最終処分地にしない旨の確約を得ていること

○貯蔵管理期間終了時点での搬出については、搬出を行う各電力会社から、貯蔵管理期間終了時点までに、確実に青森県外に搬出する旨の確約文書を得ていることから、県としては、県外に搬出されるものと考えています。

(8) 最終処分開始時期については、平成12年(2000年)17年、20年策定の最終処分計画が、平成40年代後半目途」に平成6年(1994年)6月の原子力長計では「2030年代から遅くとも2040年代」としているのはいずれも計画であって、処分場が実現できない場合や遅れることもあり得ることから、それらを想定した検討を国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。
(10) 国は、最終処分場操業までに、調査建設に約30年要するとし、いくら技術が進歩するとは言え、国が平成20年(2008年)に策定した最終処分計画のスケジュールは大幅に遅れています。搬出期限である2045年4月25日までに、最終処分場が操業開始することは不可能と考えますが、宮下知事は可能と考えているのか、それとも不可能と考えているのか宮下知事の見解とその理由を伺う。
(12) 国、県、事業者の対応が遅れることで搬出先を確保できず、一時貯蔵期間の30年間から50年間に延長されることもあり得ると考えるが、そうなった場合の責任は誰がどのような形で負うことになるのか。 また、宮下知事にも責任があると思うが、知事の責任をどのように果たすのか、知事の見解と対応について伺う。
(13) これまでの国の原子力政策で重要な計画が実現しなかったり、スケジュールと内容が大きく変わった政策は数多くあります。 それによって苦悩するのはそれを引き継いだ次の世代であるのは、今日の搬出期限問題を見れば明白で私たちは、次の世代に苦悩や不安、リスク疑問を先送りしてはならないと考えるが知事の見解について伺う。

答1 本県は、高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、最終処分事業を進める国から「青森県を最終処分地にしない旨の確約は、今後も引き継がれていく」とした文書を得ています。

2 また、安全協定書において「管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものとする」と規定されているほか、このガラス固化体が帰属し、搬出に責任のある各電力会社から「貯蔵期間終了時点までに、確実に青森県外に搬出する」との確約文書や、これに対する国の指導が示されています。

3 昨年12月に開催された核燃料サイクル協議会においても、内閣官房長官、経済産業大臣及び電気事業連合会会長から、残りの貯蔵期間が20年との認識に言及の上で搬出期限を遵守する旨の発言があったところであり、県としては、国・事業者

において、プロセスを含め、責任を持って取り組んでいただきたいと考えており、今後も折に触れ国・事業者を確認するとともに、その対応状況を注視していきます。

(9) 多くの自治体で核のゴミ拒否条例を制定し、本県の四代にわたる知事と文献調査が実施されている北海道と佐賀県の両知事も最終処分地を拒否し、共同通信社の全国47知事アンケートでも、処分場受け入れ賛成ゼロでした。文献調査実施地区に名前が上がった島根県益田市長及び同県知事と長崎県対馬市長、さらには益田市隣接の山口県萩市長も反対の意志を表明していることは、最終処分地選定、決定そして処分場開始が国の計画どおり進むことが困難であることの証しと考えるが、このような自治体の動向に対する知事の認識と見解について伺う。

答 他県等における個別の判断に対するコメントは差し控えさせていただきますが、最終処分については、国・事業者において責任をもって取り組んでいただきたいと考えています。

(11) 電気事業連合会が搬出期限順守のために2023年8月29日に開催され第13回核燃料サイクル協議会以降「検討」を行なってきたとのことであるが、これまでの検討状況を県民に説明すべきと考えるが、検討状況及び県民の対応について伺う。

答 昨年12月24日の第14回核燃料サイクル協議会において、検討状況を確認したところ、電気事業連合会会長から、
○ガラス固化体の一時貯蔵期間が、来年には、最初の受け入れから残りの期間が20年となることをしっかりと認識した上で、引き続き搬出期限遵守のための取組を検討する
旨の発言が、また、去る4月17日の第8回使用済燃料対策推進協議会において、武藤経済産業大臣からの要請に対しても、
○青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限を遵守するために必要な具体的取組について検討する
旨の発言がありましたので、しっかりと検討し、説明していただきたいと考えています。

(14) 5月23日回答中、質問(14)(15)のむつ中間貯蔵施設に関する回答は質問の主旨に答えていないことから、改めて下記について伺う。

その① 両電力会社の今後の使用済核燃料発生見込量及びプルトニウム利用の短中・長期計画が示されていないのでは、核燃料サイクル計画と再処理事業が確実に行われ、むつ中間貯蔵施設から50年以内に搬出され、再処理される確実な根拠とならないことから、両電力会社の上記計画を電力会社に求め、公表すべきと考える。知事の見解と対応について伺う。

その② 国として、使用済核燃料対策推進協議会幹事会で、中間貯蔵事業を確認したとあるが、両電力会社に関して、具体的な確認内容及びこれに対する知事の見解を伺う。

その③ 両電力会社の原発の今後の短中・長期運転、稼働計画を求め、公表すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

その④ 上記①～③の計画、説明については県民の理解が得られない場合は、今年度のむつ中間貯蔵施設への搬入計画を認めるべきでないと考えているが、知事の見解と対応について伺う。

答1 去る7月7日、事業者よりリサイクル燃料備蓄センターに関する使用済燃料の搬入・搬出に係る中長期計画について、現時点の検討状況・見通しについて報告があったところです。

2 今回、同センターにおいて使用済燃料を中間貯蔵後、六ヶ所再処理工場へ搬入することについて数値的な説明があったことは、県民の皆様の一定の不安解消に繋がるものと受け止めています。

3 今後の使用済燃料の発生に関しては、東京電力は少なくとも3基の稼働を想定し、日本原子力発電は東海第二及び敦賀2号機の稼働を想定し、積算したとのことでした。

4 プルトニウム利用については、2社から自社利用する方針について、また、東京電力からは大間原子力発電所での利用についても説明がありました。

5 今回の報告があった計画については、現時点の事業者の見通しであり、実際のRFSへの使用済燃料の搬入については、県として、毎年度、中間貯蔵事業に係る実施環境を確認し、適切に対応していきます。

6 なお、国によると、本年2月に開催した使用済燃料対策推進協議会幹事会において、事業者から、使用済燃料対策推進計画にむつ中間貯蔵施設の貯蔵計画や今後の搬入計画を記載した旨、今後当該計画を毎年度更新し、公表及び資料エネルギー庁への概要報告を行う旨の報告を受け、同庁としても内容を確認したとのことです。